

# えがお 愛顔つなぐえひめ国体伊予市協賛取扱要項

(平成27年7月9日 総務企画専門委員会決定)

## 1 目的

この要項は、えがお愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 受け入れる協賛の内容

- (1) 協賛は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について受け入れるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を前号に係る事業費に充てるものとし、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

## 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、えがお愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協賛者の負担とする。

## 4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当する者からのものと認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

## 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。  
ただし、協賛品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意及び特典の付与

実行委員会は、協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し、謝意を表するとともに、特典を付与するものとする。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、平成29年8月31日までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月9日から施行する。

(様式第1号)

## 協賛申込書

年 月 日

愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長 様

(申込者)

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

伊予市で開催される愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体・えひめ大会及び競技別リハーサル大会の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

### 記

協賛物品等名	
仕様(規格、内容等)	
単価及び数量	
総額(相当)	
協賛方法	提供・貸与
引渡し年月日	年 月 日
その他	
協賛の周知	ホームページへの掲載を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望する

※協賛品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、申込者において負担します。

(様式第2号)

## 協賛受領証明書

伊予市で開催される<sup>えがお</sup>愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同いただき、下記のとおり協賛品等を受領したことを証明します。

### 記

協賛物品等名	
仕様(規格、内容等)	
単価及び数量	
総額(相当額)	
協賛方法	提供・貸与
引渡し年月日	年 月 日
その他	
協賛の周知	ホームページへの掲載を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望する

年 月 日  
様

<sup>えがお</sup>愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長